

COPY

様式第八十九（第七十八條關係）

許可番号 指令 生衛薬 第 249 号

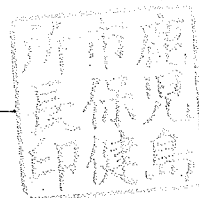
高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名 株式会社鹿児島オルソ・メディカル
〔法人にあつては、その名称〕
営業所の名称 株式会社鹿児島オルソ・メディカル
営業所の所在地 鹿児島市五ヶ別府町3557番地2

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和6年1月18日

鹿児島市保健所長 新小田 雄一



有効期間 令和5年4月1日から
令和11年3月31日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。